

# ○東京都市町村職員退職手当組合議会傍聴規則

( 昭和59年7月31日  
議会規則第1号 )

(目的)

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴席の区分及び定員)

**第2条** 傍聴席は、一般傍聴席と報道関係者席に分ける。

2 一般傍聴席の定員は、12人とする。

(傍聴の手續)

**第3条** 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、自己の住所、氏名、年齢を傍聴人名簿に記入し、傍聴券の交付を受けるものとする。ただし、傍聴人名簿に記入させて、これにかえることができる。

2 傍聴人は、入場の際、入口で係員に傍聴券を提示し、点検を受けなければならない。

3 報道関係者席で取材に当たる者は、あらかじめその身分を明らかにしなければならない。

4 傍聴人名簿及び傍聴券の様式は議長が別に定める。

(傍聴券の返還)

**第4条** 傍聴人は、傍聴を終えて退場する時は、傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

**第5条** 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕類を携帯している者

(4) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(5) 拡声機、マイク、無線機等会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

(議場への入場禁止)

**第6条** 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

**第7条** 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (2) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 議場における言論に対して拍手、その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (5) 私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の制限)

**第8条** 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等の撮影及び録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

**第9条** 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

**第10条** 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

**第11条** 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(雑則)

**第12条** この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。